

いわき市農業委員会第14回総会議事録

会長 草野庄一は、令和4年6月21日（火）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室に招集した。

1 出席者（計32名）

(1) 農業委員（21名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典		

(2) 事務局（11名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農政調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 学
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

2 欠席者（計3名）

11 鈴木 理
20 坂本 和徳
23 木幡 仁一

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第14回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 第14回総会議案書◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書◇ 現地調査位置図◇ 追加議案書：議案第6号「非農地の判断について」◇ 追加議案書：議案第7号「いわき市中山間地域の課題解決に向けた有識者懇願会委員の推薦について」 <p>【資料1】令和4年度最適化活動の目標の設定等</p> <p>【資料2】いわき市農業委員会第13回総会議案書に係る報告について</p> <p>【資料3】農業経営確立発展研修会開催のお知らせ</p> <p>【資料番号なし】令和3年度業務報告書（製本版）</p> <p>以上、9点です。</p> <p>なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号10番の岡村泰典委員、お願いいたします。</p> <p>皆様、ご起立のうえ、黙読ください。</p>
10番 岡村委員	【いわき市農業委員会憲章朗読】

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。

ご着席願います。

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、会長が招集しております。

それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。

草野会長

改めて、こんにちは。

農業委員の皆様には何かとお忙しい中、また、田植えはだいぶ進んだと思いますが、まだ残っている担い手も多いようで、これから頑張っていたきたいと思います。

ここ2、3日、晴れ間が見えて、梅雨空だった中で光明が差したということで、やはりお天道様がないと稲も作物も順調に育たないので、非常に良かったと思います。

日頃、農地利用の最適化に向けての各委員の活躍、それから地区審議会等において推進委員とともに頑張っているということで、非常にありがたいと思っております。

この前、市のブランド戦略プランの委員として、当農業委員会で新妻信夫委員を推薦しましたが、この前、新聞に載っていましたね。

それと、JA福島さくら・いわき地区の女性部から推薦された中根まり子委員。

もうお一人、箱崎寿正委員は、県の指導農業士会いわき支部から選出されているということで、中根さんがその会の会長、それから寿正委員が副会長となっている。

また寿正委員は、生産力強化委員会の委員長という大役を仰せつかっているわけですが、当委員会としては、お二方と新妻信夫委員の活躍をご期待申し上げたいと思います。

これからも頑張ってください。

それとこの前、市議会での議員の質問の中に、小菅悟議員が「農地等利用最適化推進施策の改善について」ということで、我々が提出した意見書に対しての認識について伺いますということで、質問がありました。

もう一つは、意見の施策や反映に関して、機械・施設等の助成枠拡大の条件緩和について伺いますという質問がありました。

この中で、今度新たに市農林水産部長になられた渡邊さんが、「提出された意見は、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会が、人と農地に係る施策について効率的かつ効果的に実施するため必要とする具体的な意見を取りまとめたものでございます。この度の意見は、担い手への農地集積・集約化に関する事項、遊休農地の

草野会長

発生防止・解消に関する事項、新規参入の促進に関する事項などについて、農業委員や農地利用最適化推進委員が、日々の業務で得た知見等の積み重ねに基づき取りまとめたものでございまして、重要な意見として重く受け止めております。」と答弁されました。

また、内田市長からは、「本市の持続的な発展のためには、農業振興は極めて重要であります。このため、活力ある農業の実現を目指し、市独自の補助事業である、「農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業」により、認定農業者等に対する生産設備・機械等の導入を支援していきます。本事業につきましては、今年度から予算を倍増しております。新たにスマート農業事業を追加いたしまして、水稻や畜産の分野も含め、防除用ドローンやリモコン自走草刈機などの導入に対する支援を行うことといたしました。加えまして、トマトやイチゴをはじめとした市の振興作物における機械・施設等の補助率及び補助限度額の引き上げを行うなど、助成枠を大幅に拡大しております。今後とも、県やJA等の関係機関・団体並びに福島大学の専門家や学生と連携をいたしながら、意欲ある農業者の経営力向上及び経営基盤強化の取組を支援いたしまして、稼げる農業の実現に向けた施策展開を図っていきます。」という答弁をいただきました。

これは、市の農林水産部も非常に前向きに捉えている。

我々の意見を真剣に考えて反映してくれた、また今後反映されていくのではないかと実感しました。

これからも、こういった意見を最終的に正式な意見書として集約しますが、そこまでの過程で色々な問題点があれば、その都度、書き留めておくなどして、市の農業行政への反映を図るということで、努力していただきたいと思います。

そういったことで、今日は夏至ということで、北半球では太陽が一番北を通るのかな。

日中が一番長い日ということで、今朝のテレビだと北半球では14時間35分と言っていました。これからは少しずつ短くなっていきます。

ただ、夏本番はこれからなので、太陽にたくさん出てもらって、作物に好影響を与えてくれることを願うばかりであります。

少し長くなりましたが、農地利用最適化推進委員と農業委員が一緒になって、「農地利用の最適化とは何か」ということで、頑張りたいと思っております。

以前も言ったように、全国農業新聞に農地利用の最適化についてよく掲載されておりますが、日常的な取組みを全て記録に残そうということで、各地区審議会では金成主査をはじめ調査係で活動記録簿の記入方法などを説明しているところです。

草野会長

その中で、活動の記録では「まみむめも」を守ろうということで、「ま」は何かというと、毎日書く。

「み」は、見たことや聞いたことをとりあえず書く。

「む」は、難しく考えず、とにかく書く。

「め」は、面倒くさいと感じる前に書く。

「も」は、問題点は事務局と共有する。

ということであります。

「まみむめも」を念頭に置けば、日頃の活動の記録に役立つと思いますので、私も「まみむめも」の「め」の面倒くさいという部分で、いつもつまずきそうになりますが、そうも言っていられないので、頑張っけて記入したいと思っております。

本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請のほか、非農地の判断に係る追加議案などについて、ご審議をいただきます。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願ひいたします。

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願ひいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、議席番号11番、鈴木理委員、議席番号20番、坂本和徳委員、議席番号23番、木幡仁一委員でございます。

現在、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

ただいまより、いわき市農業委員会第14回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号5番、田子耕一委員、

議長
(草野会長)

議席番号6番、藁谷昭夫委員、
以上、2名にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。

事務局
(遠藤次長)

【議案書2ページから3ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

本日、議案第6号として、「非農地の判断について」、また議案第7号として、「いわき市中山間地域の課題解決に向けた有識者懇談会委員の推薦について」を追加願います。

議長
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号14番、石井英毅委員が該当しております。

石井委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。

それでは、議案第1号、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

事務局
(小川係長)

それでは、ご説明いたします。

右上に資料1と書いてあるものを、お手元にご用意いただきたい
と思います。

資料1の1ページ目でございます。

「令和4年度最適化活動の目標の設定等」ということで、今年2
月に国のガイドラインが示されまして、事務局で数字の取りまとめ
をしてきたというところでございます。

この内容につきましては、5月に行われた8つの地区審議会で、
目標設定の積算の方法などについて、細かくご説明をさせていただきました。

その結果、委員の皆様には、内容についてご了解をいただいたと
いうところでございます。

本日は、総会の議案ということで、ご承認をいただくという流れ
でございます。

1ページから4ページまでですが、内容は5月の地区審議会と変
更はございませんので、今日は内容をかいつまんでご説明させてい
ただきます。

改めまして、1ページ目ですが、農業委員会全体としての目標設
定というところでございます。

1ページ目については、農業委員会の状況ということで、農林業
センサスですとか、国の統計、こういったものの数字を記載してい
るところでございます。

左側の2ページ目になりますが、ローマ数字の2番は最適化活動
の目標でございます。

まず1番は、最適化活動の成果の目標でございます。

最初の(1)、農地の集積で、2つ目の表の②、目標でございますが、
左の上から2段目の今年度の新規集積面積、要するに令和4年度の
新規集積の目標面積になりますが、こちらは190ヘクタールでござい
ます。

次の項目として、(2)の遊休農地の解消、②の目標については、既
存の遊休農地の解消でございます。

また、Aの緑区分の表ですが、現在313ヘクタール、これを5年間
で解消するというところで、今年、緑区分の遊休農地の解消目標面
積を、既存の遊休農地の5分の1にということで、これを目標とす
ると62.6ヘクタール。

こちらが、遊休農地解消の今年の目標でございます。

続いて、右側の3ページですが、新規参入の促進というところで、
②の目標でございます。

2段目ですが、新規参入者への貸付等について所有者の同意を得

事務局
(小川係長)

たうえで公表する農地の面積で、こちらが27.4ヘクタールでございます。

こちらが今年度の目標になります。

その下ですが、二つ目の最適化活動の活動目標でございます。

一つ目が、各委員の皆さんの1か月当たりの活動日数ということで、10日間が目標でございます。

二つ目ですが、活動強化月間の設定目標ということで、3か月間を活動強化月間として設定することでございます。

ご覧のように、12月・1月・2月を強化月間として設定しているというところでございます。

最後の三つ目ですが、新規参入相談会への参加目標ということで、委員の皆さんお1人以上が、こういった相談会に出席するというところで、記載したような「ふくしま農業・人フェア」に参加するという設定にしております。

3ページまでが、農業委員会全体としての目標でございます。

めくっていただきまして、最後の4ページ目になりますが、表の左半分、各32地区の目標になります。

イコール、推進委員の皆さんそれぞれの目標設定ということでございます。

一番下の合計面積を見ていただきたいのですが、農地集積に関しては合計で、先ほどの農業委員会全体の目標と同数の190ヘクタール。

遊休農地の解消についても62.6ヘクタール、新規参入に関しましては27.4ヘクタールということで、各地区の面積につきましては、ご覧のとおりとなっております。

右側の半分は、農業委員の皆さんの個人目標ということになりますが、それぞれ所属される地区審議会の合計面積が農業委員お一人お一人の目標でございます。

こちらについても、積算根拠などは地区審議会でご説明したとおりでございます。

簡単ではございますが、資料の説明は以上になりまして、本日の総会でご承認いただいた後のスケジュールですが、県農業会議にこの別紙様式1、農業委員会全体の目標設定を提出しまして、承認された後、ホームページ等で公表する流れでございます。

私からの説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第1号、「令和4年度最適化活動の目標設定について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号14番、石井英毅委員が該当しております。
石井委員は、一時退出を願います。

【14番・石井委員一時退席】

議長
(草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の5ページをお開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木(昌)主査) それでは、説明をさせていただきます。
地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧ください。
議案説明書2ページをお開き願います。
「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」でございます。
番号1番から3番につきましては、売買による所有権の移転であります。
番号4番につきましては、賃貸借権の設定案件となります。
なお、番号3番、4番になりますが、新規就農としての案件であります。
従いまして、今月の3条許可の面積につきましては、田：298㎡、畑：6,062㎡、合計：6,360㎡となります。
議案書3ページをご確認ください。
許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した、農

事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の4ページでご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
1番 木田委員	<p>議席番号1番、木田テイ子です。</p> <p>番号1番から4番までの事案につきまして、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
18番 鈴木(義) 委員	<p>18番、鈴木義直です。</p> <p>新規就農の方が、五反歩の売買契約、それと賃貸借契約を結んでいます。息子さんとか家族でやるのかなと思ったら、稼働人が1人で82歳の方が五反歩の畑を耕作するというので、ちょっと私には考えられないのですが、大丈夫なのでしょうか。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>今、鈴木委員からご指摘がありましたとおり、私の方でも、年齢的なものを踏まえて、今後の就農について確認をさせていただきました。</p> <p>まず、今回売買で取得する農地についてです。</p> <p>そもそも譲渡人の方で、一般法人に貸し付けていたらしいのですが、高齢のために売買したいということで相談したところ、法人要件に該当しておりませんでしたので、個人間での売買になったところでした。</p> <p>その農地には、イチヨウが植えてありまして、農地をそのまま生かしながら、空いているスペースにネギなどを植えるということで、なるべく身体にも負担がかからないような形で農業をやりたいとの意向です。</p> <p>またその後、先ほど言われたとおり、年齢的なものもあるので、後継者についてもきっちり決めていただきたいということで、申請</p>

事務局
(鈴木(昌)
主査)

者にはそういったお話をさせていただいております。
事務局からは以上となります。

議長
(草野会長)

鈴木委員、今の説明でよろしいですか。

18番
鈴木(義)
委員

はい。

議長
(草野会長)

鈴木主査、確認ですが、この案件の申請は、市生産振興課の担い手支援係を通じてきたのか、その辺りはどうですか。

事務局
(鈴木(昌)
主査)

市生産振興課経由ではなく、この方につきましては、行政書士を通じて申請が上がった次第です。

議長
(草野会長)

そうですか。
はい、わかりました。
その他、質問ございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
それでは、石井委員、入室願います。

【14番・石井委員着席】

議長
(草野会長)

次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木(学)
主査)

それでは、議案説明書6ページをお開き願います。
議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。
それでは、案件について説明いたします。
議案説明書6ページ、「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧ください。
なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。
1番、平四ツ波、畑、304㎡、分家住宅敷地、使用貸借権の設定。
2番、小川町上小川の一部、畑、209.94㎡、駐車場敷地、賃借権の設定。
3番、好間町上好間、畑、1,000㎡、太陽光発電設備敷地、所有権の移転。
4番、好間町上好間、田、793㎡、車両置場、所有権の移転。
以上4件、面積は、田：793.00㎡、畑：1,513.94㎡、合計：2,306.94㎡となります。
申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

2番
四家(誠)
委員

議席番号2番、四家誠です。
番号1番から番号4番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の4ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(西山主任) それでは、議案説明書の説明をさせていただきます前に、本日配付いたしました別紙資料2「いわき市農業委員会第13回総会議案説明書に係る報告について」、ご説明させていただきたいと思っておりますので、お手元にご用意ください。

別紙資料2、本日配付させていただいた資料になります。

A4用紙1枚のものになります。

こちらは、5月23日に開催されました、いわき市農業委員会第13回総会における議案第7号において、公告前に農地所有者が死亡したことが確認されたため、農地の貸借が不成立となった案件があるため、報告させていただくものです。

資料のとおり、番号12番の案件につきまして、貸し手の方が亡くなられてしまったため、農地中間管理機構への農地の貸付が不成立となり、併せて同農地の、機構から借り手への農地の貸付が不成立となったものです。

以上、報告でした。

それでは、議案説明書の説明に戻らせていただきたいと思います。
議案説明書の7ページをお開き願います。

いわき市農用地利用集積計画についてご説明いたします。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画第6号の内容についてご説明いたします。

第6号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借りて転貸するものでございます。

実施地区は平、勿来、借り手4名、貸し手5名。

事務局
(西山主任) 対象筆数は田：20筆、畑：1筆、面積は田：17,325㎡、畑：372㎡
となっております。
なお、議案説明書11ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。
以上、第6号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
農用地利用集積計画については以上です。

議長
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第5号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の8ページをお開き願います。
【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(西山主任) 議案説明書の12ページをお開き願います。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、ご説明いたします。
次のページをお開き願います。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画案について意見を求められたため、お諮りするものです。
番号1番、借り手、住所は四倉町狐塚、貸し手、住所・氏名は、福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社・理事長芳見茂。

事務局
(西山主任)

土地の所在は四倉町狐塚、現況地目は田、面積は田：565㎡です。
詳細については、議案説明書に記載のとおりです。
なお、農用地利用配分計画案は、既存の中間管理事業の借り手の
変更に伴い作成されたものです。
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方
の中から選定されております。
農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関す
る法律第18条第5項及び福島県農業振興公社の農地中間管理事業の
実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たして
いると考えます。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございま
すか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第5号、「農地中間管理事業に係る農用地
利用配分計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のと
おり可決いたします。
ここで、冒頭での事務局説明のとおり、追案となる議案第6号、「非
農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

本日お配りしております追加議案書、「議案第6号」と書いてある
ホチキス留めの資料を、お手元にご準備いただきたいと思います。
説明に入る前に、訂正がございます。
資料の表紙部分でございますが、「農業委員会第13回総会議案書」
と書いてありますが、こちら「14回」の誤りでございます。
訂正して、お詫び申し上げます。
それでは、議案第6号でございます。
1枚めくっていただきまして右側、1ページ目です。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

事務局
(小川係長)

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

それでは、ただいまの議案書の次のページをお開き願います。
2ページでございます。

議案第6号、「非農地の判断について」でございます。

めくっていただきまして、4ページをお開き願います。

非農地の判断についてですが、番号1番から8番については、登記地目が田及び畑であるものの、長年耕作されておらず、既に原野・山林の様相を呈しております。

今般、農地法第30条に基づく農地利用状況調査において、非農地であると判定されたため、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断を求めるものでございます。

次の5ページになりますが、6月分につきましては、登記地目が田：4筆、2,295㎡、畑：9筆、30,401㎡、合計：13筆、32,696㎡でございます。

位置図につきましては、次の6ページからご確認いただきたいと思います。

補足で説明をさせていただきます。

地図の7ページと8ページをお開き願います。

三和町下市萱の地番A・地番B・地番Cについては、いずれも筆界未定地でございます。

地番Aについては、地権者の立ち会いのもと、筆の境を確認し、既に原野となっているところを確認してございます。

また、地番B・地番Cについては、当該地を含む複数の筆で構成されておりますが、そのすべてが山林化していることを現地で確認をしてございます。

これらをもって、非農地と判断することには問題がないと考えております。

説明は以上でございます。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第6号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いします。

地区ごとに、平から。

16番
平田委員

議席番号16番、平田敬一です。

番号1番の3筆について、既に山林の様相を呈している状態であります。

非農地化することに関しては、特段問題ありません。

- 16番
平田委員
報告は以上です。
- 議長
(草野会長)
続いて、三和ですね。
- 6番
藁谷委員
6番、藁谷です。
番号2番の4筆について、現地調査の結果、既に原野・山林の様相を呈している状態であります。
非農地化することに関しては、特段問題ありません。
報告は以上です。
- 議長
(草野会長)
四倉は、石井委員お願いします。
- 14番
石井委員
議席番号14番、石井英毅です。
番号3番から8番について、現地を調査した結果、既に山林の様相を呈している状態であります。
非農地化することに関しては、特段問題ありません。
報告は以上です。
- 議長
(草野会長)
ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

- 議長
(草野会長)
ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

- 議長
(草野会長)
ご異議なしと認め、議案第6号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第7号、「いわき市中山間地域の課題解決に向けた有識者懇談会委員の推薦について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

本日お配りしております追加議案書、先ほどのものとは別のホチキス留めになってございますが、「議案第7号」と書かれた資料をお手元にご準備いただきたいと思います。

追加議案、議案第7号でございます。

資料をめくっていただきまして、1ページ目の右側でございます。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

それでは、ご説明申し上げます。

めくっていただきまして2ページ目から、2ページと3ページが資料でございます。

まず、2ページの趣旨でございます。

いわき市長から、同有識者懇談会の委員1名の推薦を農業委員会に求められたことから、被推薦者1名を決定するものでございます。

二つ目の任期でございますが、委嘱の日から中山間地域の課題解決に向けた取組方針、こちらは市の方で策定の作業を進めておりますが、この取組方針の策定に係る審議が終了するまでということ、本年7月から来年3月末、今年度いっぱいを用意しているということでございます。

続いて会議の回数ですが、3回程度ということで、7月・10月・2月を予定しているところでございます。

4番の農業委員会に求める推薦委員ということで、担当課であります地域振興課からの依頼内容ということでございますが、2点ございます。

1点目が、中山間地域に居住して農業に関する様々な専門的知識及び経験を有する者。

2点目としまして、概ね50歳未満を目安として、青年委員であることというところでございます。

5番目の懇談会設置要領の抜粋ですが、この有識者懇談会は何をやるかというところになります。

アンダーラインの部分になりますけれども、中山間地域のまちづくりの方向性を定めるとともに、課題に対応した事業の検討・調整により効果的な施策を展開して、実効性を高めるということで、それによって中山間地域の地域力の維持強化を図るということを目的としているところでございます。

次の第3条、組織でございますが、懇談会は15名以内で組織するというので、5番目の農林業関係者、こちらが農業委員会に求められている今回の推薦内容でございます。

右側の3ページは、その15名の方の具体的な区分でございます。

1番から学識経験者、中山間地域関係者となっており、(5)が農林業関係者ということで、2名。

事務局
(小川係長) そのうち、中山間地域の農業者を求められているというところ
でございます。

有識者懇談会委員の推薦についての説明は、以上でございます。

議長
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第7号について説明がありました。
被推薦者を選出するわけですが、この推薦の方法としてどうい
った方法がよいか、お諮りをいたします。

委員の皆様、ご意見ございますか。

急な案件で、内容は説明のあったとおりですが、状況が状況で
すので、推薦者について、役員会で協議した経緯もありますが、その
辺りを踏まえて、何かご意見ございますか。

【「ありません」の声あり】

議長
(草野会長) ご意見がなければ、役員会で協議した事務局案を提示してよろ
しいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) では、役員会で協議した事務局案について、小川係長、説明をお
願いします。

事務局
(小川係長) 昨日開催されました役員会での意見を、ご説明させていただきます。

担当課からの依頼内容であります、「農業に関する様々な専門知識
及び経験を有する」というのは勿論でございますが、中山間地域で
ある遠野町に居住しており、更には営農されていて、また青年委員
という点にも該当するという点で、生田目祥明委員が適任である
という意見でまとまったところでございます。

以上です。

議長
(草野会長) ただいまの事務局説明のとおり、議席番号12番の生田目祥明委員
が被推薦者として適任であると役員会ではまとまったところで
すが、これについてご意見ございますか。

【「ありません」の声あり】

議長
(草野会長) ご意見がなければ、議案第7号、「いわき市中山間地域の課題解決
に向けた有識者懇談会委員の推薦について」は、当委員会から議席

議長
(草野会長)

番号12番、生田目祥明委員を被推薦者といたします。
生田目委員もよろしいですね。

12番
生田目委員

はい。

議長
(草野会長)

ということで、生田目委員を被推薦者といたします。
ここで、報告事項に入る前に、休憩といたします。
ただいま、2時35分です。
10分間休憩とし、再開は2時45分からといたしますので、よろしく
お願いいたします。

【10分間休憩】

議長
(草野会長)

全員お揃いですので、議事を再開します。
次に、報告事項に移ります。
報告第1号から報告第4号まで、一括して事務局の説明を求めま
す。

事務局
(府川係長)

議案書9ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定に
よる届出について）を説明】
議案説明書の14ページから19ページをお開き願います。
今月の報告件数は23件、権利の取得事由は全て相続です。
権利の取得面積は、田：50,263㎡、畑：52,686㎡、合計：102,949
㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書10ページをお開き願います。

事務局
(府川係長)

【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第4条第1項第8号の規定
による農地転用届出について）を説明】
議案説明書の20ページから21ページをお開き願います。
今月の報告件数は3件、転用面積は田：2,808㎡、畑：0㎡、合計：
2,808㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書11ページをお開き願います。

事務局
(府川係長)

【報告第3号を朗読、報告事項（農地法第5条第1項第7号の規定
による農地転用届出について）を説明】

事務局 (府川係長)	<p>議案説明書の22ページから26ページをお開き願います。 今月の報告件数は16件、転用面積は田：6,473㎡、畑：4,562.3㎡、 合計：11,035.3㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書12ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第4号を朗読、報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）を説明】 議案説明書の27ページから29ページをお開き願います。 今月の合意解約件数は3件、面積は田：26,852㎡、畑：7,025㎡、 合計：33,877㎡です。 以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。 説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、その他に移ります。 まず、事務局から何かありますか。</p>
	<p>【資料3】農業経営確立発展研修会開催のお知らせ ⇒ 上記資料の趣旨について、周知した。 【口頭案内】令和4年度第3回いわき市農業委員会地区審議会に係る日程等の案内 ⇒ 上記について、周知した。</p>
議長 (草野会長)	<p>ほかに、委員の皆様から何かございますか。</p>
	<p>【「なし」の声あり】</p>
議長 (草野会長)	<p>特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第14回総会を閉会いたします。</p>

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について	原案のとおり可決
第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について	原案のとおり可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第7号	いわき市中山間地域の課題解決に向けた有識者懇談会委員の推薦について	12番・生田目祥明委員を被推薦者とする旨可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	14 石井 英毅

6 本総会の閉会時刻

午後2時57分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

5 田子 耕一

6 藁谷 昭夫

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 28 日

議長 草野 庄一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 29 日

議事録署名人 田子 耕一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 6 月 21 日

議事録署名人 藁谷 昭夫 